

半田記者クラブ同時

2023年3月20日（月）  
愛知県知多県民事務所環境保全課  
環境保全グループ  
担当 澤田、川島  
電話 0569-21-8111（代表）  
内線 262、264  
愛知県環境局環境政策部水大気環境課  
水・土壌規制グループ  
担当 鈴木、古畑  
内線 3050、3057  
ダイヤルイン 052-954-6225

## 半田市における地下水汚染について

2022年3月25日に公表しました株式会社サン・ビック（名古屋市港区）の半田市内の半田事業所における土壌汚染について、同社が地下水調査を実施したところ汚染が判明した旨、本日、同社から愛知県に報告がありました。

県は、同社に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するよう指導します。

### 1 報告内容

(1) 報告者

株式会社サン・ビック

(2) 報告年月日

2023年3月20日（月）

(3) 汚染が判明した井戸の所在地

愛知県半田市日東町<sup>にっとうちょう</sup>1番7及び2番8

(4) 地下水調査結果

次表のとおり県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号）に規定する地下水基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	地下水基準	超過井戸数 ／調査井戸数
ふっ素及び その化合物	1.7mg/L (2.1倍) <sup>注</sup>	0.8mg/L 以下	3 / 3

注：（ ）内は地下水基準に対する倍率を示す。

### 2 今後の対応

事業者は、地下水汚染の拡大の防止及び地下水の水質の測定を実施する予定です。

県は、事業者に対し、引き続き土壌・地下水汚染対策を適切に実施するよう指導するとともに、半田市と連携して、汚染井戸の周辺調査及び周辺の井戸所有者に対する情報提供等を実施します。

### 3 事業者の連絡先

株式会社サン・ビック 半田事業所

住所 愛知県半田市日東町1番地7 電話 0569-32-5551

#### 4 調査対象地の概要

対象地は、かつては三河湾の水域にあり、1967（昭和 42）年に埋立完了後、事業場用地として利用されてきました。

当該事業場では、ふっ素及びその化合物の使用履歴があります。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

#### 参考 1

2022 年 3 月 25 日（金）公表内容

#### 半田市における土壤汚染について

株式会社サン・ビックが、半田市内の同社半田事業所において、土壤汚染状況調査を実施したところ、土壤汚染が判明した旨、本日、同社から愛知県に報告がありました。

県は、同社に対し、土壤汚染対策を適切に実施するよう指導してまいります。

#### 1 報告内容

- (1) 報告者  
株式会社サン・ビック
- (2) 報告年月日  
2022 年 3 月 25 日（金）
- (3) 調査実施期間  
2021 年 6 月 10 日（木）から 2022 年 3 月 24 日（木）まで
- (4) 汚染が判明した土地の所在地  
株式会社サン・ビック 半田事業所  
愛知県半田市日東町 1 番 7 及び 2 番 8 の各一部
- (5) 報告の根拠  
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 4 条第 2 項

## (6) 調査結果

### ア 土壌溶出量

次表のとおり、法に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数 ／調査区画数 <sup>注2</sup>
六価クロム 化合物	0.064mg/L (1.3倍) <sup>注1</sup>	0.05mg/L 以下	0～0.5m	7 / 99
鉛及び その化合物	0.24mg/L (24倍) <sup>注1</sup>	0.01mg/L 以下	0～0.5m	6 / 99
砒素及び その化合物	0.042mg/L (4.2倍) <sup>注1</sup>	0.01mg/L 以下	0～0.5m	5 / 99
ふっ素及び その化合物	3.3mg/L (4.1倍) <sup>注1</sup>	0.8mg/L 以下	0～0.5m	51 / 99

注1：( )内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

### イ 土壌含有量

次表のとおり、法に規定する土壌含有量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌含有量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数 ／調査区画数 <sup>注2</sup>
鉛及び その化合物	400mg/kg (2.7倍) <sup>注1</sup>	150mg/kg 以下	0～0.5m	5 / 99
ふっ素及び その化合物	5,500mg/kg (1.4倍) <sup>注1</sup>	4,000mg/kg 以下	0～0.5m	6 / 99

注1：( )内は土壌含有量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

## (7) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、不透水シートによる被覆等の応急措置が講じられています。

## 2 今後の対応

事業者は、地下水モニタリング等を実施していく予定です。

県は、事業者に対し、土壌汚染対策を適切に実施するように指導していきます。

また、周辺の飲用井戸の有無等を調査したうえで、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準を超過した区画を法に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

### 参考2

#### ○基準を超過した特定有害物質について

- ・ふっ素及びその化合物

ふっ素を継続的に飲み水はんじょうすいによって体内に取り込むと、0.9～1.2mg/Lの濃度で12～46%の人に軽度の斑状歯はんじょうしが発生することが報告されており、最近のいくつかの研究では、1.4mg/L以上で、骨へのふっ素沈着の発生率や骨折リスクが増加するとされています。

なお、厚生労働省では、過剰摂取による健康被害の防止の観点から、栄養補助食品として用いるふっ素の上限摂取量を1日4mg以下としています。

(参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)